

海外経済要録

米州諸国

◇米国連邦準備制度理事会、レギュレーションDを一部暫定的に改訂

米国連邦準備制度理事会は10月7日、レギュレーションDを一部暫定的に改訂し、定期預金のうち、預金者が小切手振出その他の手段による第3者への支払いもしくは資金振替を行う際、同定期預金を担保として預入先金融機関から信用供与を受けることを認める取組めを伴うもの(いわゆるループホール型定期預金)は、支払準備制度上は定期預金(現行準備率、個人分を除く定期預金につき、満期3年半未満のもの3%、満期3年半以上のもの0%)とみなさず、決済勘定に対する準備率(残高26百万ドルまで3%、同26百万ドル超の部分につき12%)を適用する旨発表した(10月5日実施)。(注)

(注) なお同理事会ではループホール型定期預金に様々なタイプがあることにかんがみ本改訂の対象とすべき預金の具体的範囲について、本年12月3日を期限にパブリック・コメントを要請中。

また同理事会ではこれに関連して、定期預金を担保とする貸出の利率は、担保となる定期預金の金利を最低1%上回るように設定されなければならないとの解釈(レギュレーションQ)を発表した(10月18日実施)。

◇米国、輸出商社法を制定

レーガン大統領は10月8日、輸出商社法(Export Trading Company Act of 1982)に署名した(議会通過は10月1日)。同法は米国の輸出振興のため輸出商社の設立を奨励し、同時に輸出商社に対する金融機関の出資を認めるものである。政府では、「同法制定に伴う輸出拡大により数十万人分の雇用(several hundred thousand jobs)が創出されよう」(レーガン大統領)として同法の成立を歓迎している。同法の主な内容は次のとおり。

1. 輸出商社の業務

- ① 輸出商社(export trading company)は、米国内で産出される財貨もしくは米国企業が提供するサービス(通信、建設、保険等)の輸出または輸出関連サービス(コンサルティング、マーケティング、書類作成等)提供を業務とする。
- ② ただし、輸出商社の業務は次のような制限を受ける。
 - イ. 輸出商社は、米国内で産出される財貨もしくは米

国企業が提供するサービスを外国の規格に適合させ、外国における販売を容易にするために必要な商品の再包装、再組立て、副産物の除去等を行う場合を除き、農業または製造業に従事してはならない。

ロ. 輸出商社による証券業務および証券会社の株式取得は、輸出商社に出資している銀行持株会社が連邦法または州法で認められている範囲に限定される。

ハ. 輸出商社が業務上必要と認められる限度を超えて商品、証券、外国為替を売買していると連邦準備制度理事会が認定した場合には、当該輸出商社に出資している銀行持株会社は出資関係を解消するか同理事会の課す規制に服さなくてはならない。

2. 輸出商社に対する金融機関の出資および貸出

① 銀行持株会社およびその子会社であるバンカーズ・バンク、エッジ・アクト法人(注)は、当該金融機関の資本金および剰余金合計額の5%を限度に輸出商社に出資することができる。ただし、出資する60日前に書面で連邦準備制度理事会に届出なければならない。

② 銀行持株会社は出資先輸出商社に対し、子会社を通じる貸出と合わせ、当該銀行持株会社の資本金および剰余金合計額の10%を限度に貸出を行うことができる。ただし、貸出に当っては、出資先輸出商社に対し同様の借手に比べ有利な条件を提供してはならない。

③ 連邦準備制度理事会は次の場合に限り上記金融機関の輸出商社に対する出資を否認することができる。

イ. 金融機関の健全経営を保持し、資金の不当な集中、不公正な競争、利害の衝突を回避するために必要な場合。

ロ. 当該出資により、出資する金融機関の経営、財務内容に著しく不利な影響が及ぶとみられる場合。

(注) バンカーズ・バンクは、他の銀行との取引のみを業務とし、当該取引先銀行が主たる所有者となっている銀行。エッジ・アクト法人は国際金融業務のみを行なう子会社。

3. 輸出入銀行による債務保証

米国輸出入銀行(Export-Import Bank of the United States)は、①輸出商社その他の輸出業者の資金調達が十分に行われておらず、②債務保証により輸出が円滑に行われると認められ、かつ③売掛金または輸出品在庫が輸出業者の借入債務の担保となる場合に、輸出業者の借入債務を保証することができる。

4. 銀行引受手形の枠拡大

連邦準備制度加盟銀行および支払準備制度の適用を受ける外銀支店・代理店に認められている銀行引受手形の枠を資本金および剰余金合計額の150%に拡大する(現行50%)。また、連邦準備制度理事会は同200%まで枠拡大

を認めることができる(現行100%まで)。

5. 独占禁止法規の適用免除

① 商務長官は、申請があった場合、次の条件を満たせば、輸出振興の目的で特定の輸出および関連業務について独占禁止法規適用免除の認定書(certificate of review)を発給できる。

イ. 米国内または貿易における競争を著しく制限しないこと。

ロ. 当該輸出品、サービスと同種のものの国内価格を不当に変動させないこと。

ハ. 当該認定書が米国の同種の輸出業者に対する不公平な競争手段として使われないこと。

ニ. 当該輸出品、サービスが米国内で販売されないと。

② 商務長官は申請受理後90日以内に、司法長官の同意を得て、当該申請内容が①の条件に適合するか否かを決定する。適合と決定された場合には、輸出品または関連業務の内容、受給人、発給事由を明記した認定書を発給する。

③ 商務長官が申請を拒否する場合には理由を通知しなければならない。その場合、申請人は通知後30日以内に再申請することができ、商務長官は再申請後30日以内に再決定し通知しなければならない。

6. 所轄部局の設置

商務省内に輸出商社の設立奨励、育成を目的とする部局を設置する。

◆米国、預金取扱金融機関法を制定

レーガン大統領は10月15日、預金取扱金融機関法(Garn-St Germain Depository Institutions Act of 1982)に署名した。本法律は、最近経営難に陥っている預金取扱金融機関特に貯蓄貸付組合(S & L)に対する連邦預金保険公社(FDIC)および連邦貯蓄貸付保険公社(FSLIC)等の救済手段の拡充を図るものであるが、その他新種預金の創設を認めるなど一般的の預金取扱金融機関に係る重要な改正も含まれている。本法律の主な内容は次のとおり。

1. 預金取扱金融機関の救済

(1) 緊急合併(extraordinary acquisitions)

FDIC および FSLIC は、既に破綻もしくは経営難に陥っている傘下金融機関(ただし、EDIC 傘下の商業銀行については資産5億ドル以上のものに限る)を、当該金融機関の管財人ないし連邦、州の銀行監督当局からの書面による要請に基づいて(連邦当局の要請による場合には当該金融機関の所在する州の銀行監督官

と協議が必要)、他の金融機関に合併・吸収させる権限を付与される。その場合、当該金融機関の合併・吸収を希望する金融機関の優先順位は次のとおり。

① 同種の金融機関で同一州内にあるもの

② 同種の金融機関で異なる州にあるもの

③ 異種の金融機関で同一州内にあるもの

④ 異種の金融機関で異なる州にあるもの

ただし、異州間相互では隣接州を優先させる。

また信用組合(credit union)の場合は、監督機関である全国信用組合機構理事会(National Credit Union Board)が信用組合が破綻に瀕じもしくは実際に破綻した場合、同理事会の判断に基づいて他の信用組合と合併させることができる。

なお、この制度は3年間の时限立法とする。

(2) 資本援助制度(net worth certificates)

FDIC および FSLIC の傘下にある金融機関のうち、①純資産(=総資産-負債、net worth)が総資産の3%以下、②過去2四半期に投機取引等に起因しない欠損を計上、③住宅モーゲージ貸付が貸出総額の20%以上の3つの条件を充たす金融機関は、その経営難に対処するため、「純資産証書(Net Worth Certificate(注))」を発行し、これを FDIC ないし FSLIC に買い取ってもらう形での資本援助を受けうる。

この場合、FDIC ないし FSLIC による当該証書の買い取り限度額すなわち資本援助限度額は、①純資産が総資産の2%超3%以下の金融機関に対してはその営業損失の50%、②同1%超2%以下の金融機関に対しては営業損失の60%、③同1%以下の金融機関に対しては営業損失の70%とする。なお、純資産の範囲および営業損失の計算方法等の具体的な内容については FDIC および FSLIC が別途基準を定める。

ただし、この制度を適用したとしても当該金融機関の純資産が総資産の0.5%以上とならない場合にはこの制度は適用しない。

なお、この制度は3年間の时限立法とする。

(注) この証書は法律的には資本と見做され、その所有者である FDIC ないし FSLIC の請求権は預金等の債権者には劣後するものの、株式等の資本提供者には優先するとされている。

2. 新種預金の創設

預金取扱金融機関規制廃止委員会(DIDC)は60日以内に証券会社のMMFと同等でこれに競合しうる(directly equivalent to and competitive with)新種預金を創設する。(注)

(注) DIDCは11月15日、新種預金の細目を次のとおり決定した。

① 最低預入残高……2,500ドル(1ヶ月以内の平残で判定)。

② 預金金利……制限なし。ただし残高が2,500ドルを下回る場

合にはNOW勘定の金利上限(5.25%)を上限とする。

- ⑧ 最低預入期間……制限なし。ただし金融機関は最低7日間の引出し通知期間を設定する権利を有する。また、1ヶ月超の期間にわたって固定金利を支払う取組めをしてはならない。
- ⑨ 振替および小切手振出し……資金の振替は月6回まで、うち3回までは小切手振出しによって行うことができる。小切手振出しおよび自動振替または事前取組めに基づく振替の最低単位は個別金融機関が設定する。
- ⑩ 引出しの単位、頻度……制限なし。同一金融機関内の預金者の別勘定への電話による資金振替の単位・頻度についても制限なし(後者についてはアイザック FDIC 嘉長が次回会合<12月6日>での再検討を要請)。
- ⑪ 追加預入……可能。
- ⑫ スワイープ取組め……他勘定から本預金へ資金を運用するスワイープ取組めは可能。
- ⑬ 預金者への貸付……最低預入残高の条件を満たすため預金者に貸出を行ってはならない(ループホール型の禁止)。
- ⑭ 当座貸越……本預金に係る当座貸越の金利その他の条件は他勘定に係る当座貸越の条件に比べ有利であってはならない。
- ⑮ 預入者資格……制限なし。
- ⑯ 受入れ金融機関……FDIC加入商業銀行および相互貯蓄銀行、FSLIC 加入貯蓄貸付組合。
- ⑰ 発売開始時期……1982年12月14日。

3. 金利格差の撤廃

貯蓄金融機関と商業銀行との間の預本金利格差(現在前者は後者に比べ0.25%高)を84年1月1日までに撤廃する(従来は80年金融制度改革法において84年3月31日まで金利格差を維持することとされていた)。

4. 貯蓄貸付組合(S & L)の商業貸付等

貯蓄貸付組合はその総資産の10%(84年1月1日以後、それまでは5%)を限度として商業、企業、農業向け貸付を行うことができる(従来S & Lは商業貸付を行えない扱い)。

5. 住宅モーゲージ契約における due-on-sale clause の容認

住宅モーゲージ契約において“due-on sale clause”(その住宅の売却時に債務者は期限の利益を喪失する旨の特約)を付すことを認め、これを禁止する州法に優先させる(現在18の州において住宅の流通促進を図る目的からこの特約を認めていない(注))。

(注) この特約によって金融機関はその住宅の次の購入者に対し当該時点の金利で新規貸付を行なうこととなり、資金運用面で金利の長期固定化を防ぎ、とくに金利上昇時における利潤の縮小をある程度避けることができる筋合い。

6. 大口融資規制

国法銀行は一債務者に自己資本の15%を超えて融資を行ってはならない。ただし、市場価値のある担保を有するときは、これに加えて、別途、自己資本の10%以下の融資を行うことができる(従来は、担保の有無にかかわらず自己資本の10%超の融資は認められない扱い)。

7. その他

- (1) 国法銀行は、通貨監督官に書面で通知を行うのみで、自由にその名前を変更することおよびその本部を同一市町村内にある他の既存支店に変更することができる。
- (2) 預金取扱金融機関のうち預金が2百万ドル以下の金融機関は支払準備の積立を免除される(57年10月号「要録」参照)。

歐　洲　諸　國

◆ E C 委員会、年次経済報告を発表

E C 委員会は10月20日、年次経済報告(Annual Economic Report 1982/83)を発表し、82~83年のE C域内経済見通し、政策提言等を明らかにした。今次報告の概要は以下のとおり(別表参照)。

(1) 82年中の域内経済

E C域内経済は、高金利の持続等から82年下半期に入っても回復を示すに至らず(実質GDP成長率、前期比年率、81年下期+0.1%→82年上期+0.7%→下期0.0%)、年間の実質GDP成長率は+0.3%と、昨年度の年次経済報告における見通し(+2.0%、56年11月号「要録」参照)を大きく下回る見込みとなっている。

こうした景気停滞に加え、労働市場への新規参入増が続いていることもあって、雇用情勢は一段と悪化し、82年中の失業率は9.4%と、当初見通し(8.5%)を大幅に上回る見込みである。

この間、輸入物価の落着きと労働コスト上昇率の鈍化により、インフレは沈静化傾向をたどっている(個人消費デフレーター年平均上昇率、81年+11.8%→82年見通し+10.5%)。

また国際収支面をみると、加盟各国のパフォーマンスに著しい格差がみられるものの、E C全体としての経常収支赤字は82年中156億ドルと、交易条件の改善等を反映して前年(同208億ドル)に比べやや縮小する見通しとなっている。

為替面では、EMS参加各国の経済パフォーマンス格差が依然として大きいことを反映し、本年に入って2度にわたり通貨調整が実施された(2月および6月)。もっとも、これらの通貨調整に際し、ベルギー、フランスおよびイタリアがより適切な補完的国内政策を打出しており、これらの実施により経済パフォーマンス格差の是正が図られよう。

(2) 83年の経済見通し

83年のE C経済は、インフレ沈静や金利低下に伴う

E C 経済見通し

(*項目は前年比)

	1981年 (実績)	1982年				1983年			
		(注1) 当見 通し (81/10月)	(注2) 前々 回し (82/3月)	(注3) 前 見 通し (82/6月)	今 次 見 通 し	(注3) 前 見 通 し (82/6月)	今 次 見 通 し		
実質GDP成長率(%)*	- 1.6	+ 2.0	+ 1.6	+ 1.5	+ 0.3	+ 2.6	+ 1.1		
個人消費*	+ 11.8	+ 10.4	+ 10.6	+ 10.2	+ 10.5	+ 9.5	+ 8.8		
失業率(%)	7.8	8.5	9.1	9.2	9.4	9.4	10.3		
マネーサプライ*	+ 10.8	+ 9.9	+ 9.9	+ 10.7	+ 10.8	+ 10.9	+ 10.0		
増加率(%)									
財政赤字 (対GDP比率・%)	4.8	4.1	4.7	5.0	5.0	4.8	4.9		
経常収支赤字 (億ドル)	208	(対GDP P比率 0.9%)	99	(対GDP P比率 0.5%)	156	22	110		

(注1) 56年11月号「要録」参照。

(注2) 57年4月号「要録」参照。

(注3) 57年7月号「要録」参照。

個人消費・設備投資の持直しに加え、若干の在庫積み増しもあって、下期以降やや上向くとみられる(実質GDP成長率、前期比年率、83年上期+1.0%→下期+2.3%)ものの、年間の実質GDP成長率は+1.1%と、前回見通し(82/6月、+2.6%)を大幅に下回る見込みとなっている。

こうした景況のもと、雇用環境の改善は望み難く、労働人口の増大が続くこととなって、失業率は一段と上昇するものとみられる(83年平均失業率10.3%)。

この間、輸入物価の落着きに加え、一部加盟国(西ドイツ、英国、オランダ等)では賃金等国内の諸コストも落着いた推移をたどるとみられるため、インフレの沈静化傾向はかなり顕著なものとなろう(個人消費デフレーター、83年平均上昇率+8.8%)。

国際収支面では、OPEC等発展途上国向け輸出の不振持続が見込まれるもの、交易条件の改善により、経常収支赤字は一段と縮小するものとみられる(82年156億ドル→83年110億ドルの見通し)。

(3) 政策提言

E C域内では、加盟国の半数がなお物価・国際収支・財政面の不均衡に悩んでおり、またほとんどの加盟国が深刻な失業問題を抱えている。こうした経済情勢のもと、今後の政策運営に当っては、行過ぎた悲観論を払拭することが不可欠である一方、石油価格や金利の再騰を招来する事態も避けねばならない。具体的な政策提言は以下のとおり。

金融面……西ドイツ、英国、オランダ等、インフ

レの沈静化と景気の低迷が顕著となっている国では、欧州全体の金利引下げを先導する余地が生じているといえよう。その他加盟国は、国際収支面の問題やEMS参加国としての制約もあり、利下げは上記諸国に追随して行うことにどめることが望ましい。ただし、実質金利がマイナスもしくは極めて低水準となっている高インフレ国においては、名目金利の引下げに先んじてインフレ率を引下げる目標としなければならない。

財政面……減税による景気刺激は、財政が健全な状態にあり、かつ、金利引下げが限界に達した場合にのみ行われるべきである。特に、大幅な公共部門赤字を抱えている諸国においては、当面、財政赤字削減を最優先課題としなければならない。為替面……EMS通貨間の新たな緊張を高めることがないように、82年中と同様、参加各国経済のファンダメンタルズ格差を漸次是正してゆかなければならぬ。

◇ブンデスバンク、公定歩合、ロンパート・レートの引下げを決定

1. ブンデスバンクは、10月21日の定例中央銀行理事会において、公定歩合、ロンパート・レートをそれぞれ1%引下げ(各7.0→6.0%、8.0→7.0%)、翌22日から実施する旨決定した。公定歩合およびロンパート・レートの引下げは、8月27日以来(9月号「要録」参照)のものである。

2. ペール総裁は、理事会終了後の記者会見で、本決定の背景等につき、次のとおり説明している。

(1) ブンデスバンクは、昨秋来、低迷を続ける国内景気挙入れのため、金融緩和を図ってきたが、今回の措置はこれをさらに一步進めたものである。この結果、ロンパート・レートは、7次にわたり累計5%の引下げをみた。また市場金利も昨秋来短期で5%程度、長期で4%程度それぞれ低下しており、国際的にみてスイスに次ぐ低水準となっている。

(2) もっとも、こうした政策金利・市場金利の低下にもかかわらず、金融機関の貸出金利引下げが遅れがちで小幅にとどまっている点は極めて遺憾である。金融機関がリスクの増大に対処して貸出金利の利下げを渋り、収益維持を図る気持ちはよく理解できるが、今は利下げの恩恵を産業界等に均霑すべき時である。

◇西ドイツ新政府、83年度予算案等を決定

1. 西ドイツ新政府は10月27日、82年度第2次補正予算案および83年度予算案を閣議決定し、翌28日その概要を次のとおり発表した。なお、本年度予算案は、シュミット政権による旧政府案(7月7日閣議決定、7月号「要録」参照)を新連立与党間の政策協定(9月28日成立)に基づき組み替えたものである。

(1) 82年度第2次補正予算案

歳出総額は、失業手当支払増等を映じ、2,466億マルクと第1次補正予算案に比べ9億マルク増額され、この結果前年実績比では+5.8%の増加となった。一方、景気低迷長期化を背景に税収見通しが下方修正されたこともあって、財政赤字額は400億マルク(第1次補正予算案対比61億マルク増、前年実績比26億マルク増)に拡大し、既往最高となる見込みである。

(2) 83年度予算案

歳出総額は2,538億マルクと本年度予算案(第2次補正後)比2.9%の小幅増にとどまっている。しかしながら財政赤字額は、415億マルクとさらに拡大し、旧政府案対比では131億マルク増加する見通しとなっているが、これには成長率見通しの下方修正(+3%→0%)に伴って税収減と失業手当支払い増等を新たに勘案したことが大きく影響している。

財政赤字額の推移(連邦ベース)

	80年度	81	82	83
財政赤字額	△271億マルク	△374	△400	△415
対名目G N P 比	1.8%	2.4	2.5	2.5

2. 83年度予算案の主な特徴点は以下のとおり。

(1) 社会保障支出を中心とする非投資支出の削減により

いわゆる構造赤字の圧縮を図ったこと

- 一失業手当関連支出の削減(失業手当給付条件の厳格化、失業保険料率の引上げ等12.6億マルク)
- 一児童手当支給額の一部カット(9.8億マルク)
- 一学生・生徒に対する奨学金制度等の手直し(2億マルク)
- 一公務員給与・年金等の引上げ抑制(7.5億マルク)
- 一各種補助金の一部カット(5.1億マルク)等

(2) 税制面からの設備・住宅投資優遇措置を具体化したこと(付加価値税率の引上げ<13→14%、83年7月実施>とセット)

- 一営業税を課税基準の一部変更により軽減
- 一所得税につき個人住宅投資にかかる支払金利の一部を控除(82年10月1日から4年間の期限措置)等

(3) いわゆる「強制国債割当制度」の導入を図ったこと

- 一高額所得者(世帯家族年収11万マルク以上、独身者同5.5万マルク以上)に対し、83、84年の2年間、所得税額の5%相当額の国債を強制割当(87~89年に償還)し、この資金(約25億マルク)を全額住宅投資関連支出に充当(なおこの強制国債割当制度は「返済条件付投資促進税<Rückzahlbare Investition Shilfeabgabe>」と呼称されている)

◇フランス政府、貿易赤字削減策を発表

1. フランス政府は10月20日、貿易収支の赤字幅拡大(注)に対処するため、対フランス黒字国(主として、日本、西ドイツ、米国およびソ連)との2国間協議を推進する方針を打出すとともに、輸出促進・輸入抑制を目指した一連の緊急措置を発表した(遅くとも6週間以内に正式決定し、実施の予定)。

(注) 年初来の貿易収支(F O B → F O B、季節調整済み)の推移

1～3月平均	△ 56.0億フラン
4～6 "	△ 88.6 "
7～9 "	△100.4 "

今次緊急措置の概要は以下のとおり。

(1) エネルギー消費節約による石油輸入抑制

- 一国有化企業、公営住宅における省エネ投資の拡大
- 一商店、公共建造物の夜間照明・暖房制限の監督強化

(2) 輸出促進

- 一特定の企業経費に対する課税(税率30%、56年10月号「要録」参照)につき、83年度以降、輸出関連経費を対象から除外
- 一短期決済の一般商品に対する輸出保険適用の順便

化(対象リスクの範囲拡大、補償内容の改善、手続きの簡素化等)

—中小企業が輸出版路拡充のために行う対外投資について、外貨ファイナンスを義務付けられる比率の引下げ(80%→50%)

(3) 輸入抑制

—フランス国内で販売される商品に対する原産国表示の義務付け

—ダンピング等不正輸入に対する監視強化

—フランス語による通関書類作成の義務付け

(4) その他

—国有化企業に対し、本年末までに、本年の外貨建て取引の収支見込みならびに明年の同収支計画を提出することを義務付け

—特許・ライセンス取得の抑制

2. 今次貿易赤字削減策の発表に際し、ジョベール貿易相は、「貿易市場におけるフランスの地位は国民が既に認識している以上に危ういものとなっており、貿易収支の均衡回復は早くとも85年頃となろう」と述べている。

◆フランスの大手市中銀行、市中貸出基準金利を引下げ
クレディ・リヨネ、商工銀行(C I C)等大手市中銀行は11月4日、市中貸出基準金利(taux de base bancaire)を0.5%引下げて12.75%とした。同金利の変更は、9月1日の0.5%引下げ(13.75→13.25%、8月号「要録」参照)に続くものである。

今次市中貸出基準金利引下げは、最近の市場金利の低下状況(注1)、および企業収益の低迷を背景とした政府の金利引下げ要請(注2)にかんがみて実施されたものである。

(注1) 短期市場金利と市中貸出基準金利の推移

	コール翌日ものレート	市中貸出基準金利	(年利・%)
9月1日	14.25	13.25	
末日	14.0		
10月末日	13.625	↓	
11月4日	13.25	12.75	

(注2) ドゥロール経済財政相は10月12日、「年末までにコール・レートおよび市中貸出基準金利はさらに1~2%引下げられよう」との発言を行った。

◆英国政府、第6回物価スライド条項付国債を発行

英国政府・英蘭銀行は10月19日、第6回目の物価スライド条項付国債の発行要領を発表し(第5回については9月号「要録」参照)、これを受けて英蘭銀行は21日、同国債の入札・発行を実施した。

本国債の発行条件は次のとおり。

(2) 債還期日: 2009年5月20日

(3) 利 払 期: 每年5月20日および11月20日

(4) 表面金利: 年2.5%

(5) 落札価格: 額面100ポンドあたり99.25ポンド

◆英國大蔵省、物価スライド条項付国民貯蓄証書に新たな報奨金制度を導入

英國大蔵省は10月22日、元本が小売物価の上昇につれて増額される物価スライド条項付国民貯蓄証書(index linked National Saving Certificates)の解約が、小売物価の騰勢鈍化につれて増加傾向にあるため、以下の措置を実施する旨発表した。

(1) 物価スライド条項付国民貯蓄証書に今後1年間2.5%相当の報奨金をつける。この報奨金は82年10月末の時価(購入額を購入時から82年10月までの物価上昇率により再評価した額)を元本として算出する。

(2) 報奨金(非課税扱い)の支払いは83年11月1日以降に解約する場合に限られる。

(注) 従来の報奨金制度(貯蓄証書の購入者が5年間続けて保有した場合、購入価格の4%を報奨金として支払う)は、そのまま存続。

◆英国、第2次雇用法が成立

1. 英国議会は10月26日、労働組合の権限乱用抑制を目的とする第2次雇用法(The Employment Act 1982、第1次雇用法<The Employment Act 1980>については55年8月号「要録」参照)を可決し、同法は28日に女王の裁可を得て成立した。

2. 同法の骨子は次のとおり。

(1) クローズド・ショップ制による損害の補償

クローズド・ショップ制が存在する結果、不当に解雇された者に対して最低2千ポンドの補償金を支給する。さらに解雇者が裁判所に対して再雇用命令を出すよう請求したにもかかわらず再雇用されない場合には、104週分の賃金相当額(最低1万ポンド、最高2万ポンドの範囲内)を特別補償金として補償金に加えて支給する。また、裁判所の再雇用命令に雇用者が従わない場合の特別補償金は156週分の賃金相当額とし、最低額も1万5千ポンドに引き上げる。

(2) クローズド・ショップ制に基づく過去の解雇者に対する補償

1974年から80年の間(この時期クローズド・ショップ制に基づく解雇は無条件に合法とされていた)に、クローズド・ショップの組合員でないことを理由に解雇された者で、解雇理由が第1次雇用法では「不当」とみなされる者に対して、国家が相当額の補償金を支

(1) 発行総額: 4億ポンド

給する。

(3) クローズド・ショップ制の定期的見直しの推進

クローズド・ショップの組合員でないことを理由に解雇する場合、解雇に先立つ5年以内にクローズド・ショップ制が、秘密投票によって組合員の80%または投票者の85%以上によって支持されていない限り不当解雇とみなす(これにより、少なくとも5年に1度はクローズド・ショップ制について組合員の秘密投票を実施する必要が生じることから、定期的な見直しが行われるものと期待されている)。なお、本条については労働側から強い反対があったため、施行日を本条についてのみ1984年11月1日まで延期する。

(4) 解雇に対する「一時的救済」

非組合員であることを理由に不当に解雇されたとして異議を申立てている者は、当該申立てに対する決定が出るまで、従来の雇用契約を維持させる命令(「一時的救済」)を裁判所に対し求めることができる。

(5) 争議行為参加者の解雇制限の緩和

従来争議行為参加者の解雇は、企業内の全参加者を一括解雇するのでなければ認められなかつたが、今後はある企業内の1工場もしくは1事業所を単位として、当該工場もしくは事業所内の争議行為参加者全員の解雇であれば、被解雇者はこれを不当解雇と主張できないこととする(ただし、解雇した者のうちから選別的に再雇用を行わないことを条件とする)。

(6) 労働組合の免責範囲の制限

従来、労働組合は争議行為から生ずる損害については賠償責任を全面的に免除されていたが、今後は就業場所以外におけるピケ行為等違法な争議行為については、免責条項の適用範囲から除外する。なお責任限度額は、組合の規模に応じて1万ポンド(組合員数5千人未満)から25万ポンド(同10万人以上)までとする。

(7) 適法争議行為の範囲縮小

適法な争議行為の範囲を、直接の雇用者と被雇用者との間の賃金、労働条件、仕事内容等に関するものに限定する。賃金等が単なる口実で実際の目的は別であるもの、労働組合内部の紛争に起因するもの、他の企業の争議解決を目的とするもの等は適法な争議行為から除外する。

(8) 工事・物品契約等における差別的取扱いの禁止

工事・物品契約等における「労働組合員のみを使用すること」等の条項(union labour only requirements)を無効とする。また、入札等において労働組合員のみを雇用する業者のみを優遇することを違法とする。

(9) 被雇用者の経営参加状況等の公表

従業員250名以上の企業について、被雇用者の経営参加進捗状況等を年1回公表することを義務付ける(本項は議会審議の過程で挿入されたもの)。

なお、本法律とは別に、無記名秘密投票に係る公的負担制度拡大(注)についての法案が提出され、既に可決、実施されている(本年9月1日)。

(注) 従来、労働組合の役員選舉、ストライキの開始・終了等につき労働組合が無記名投票を行う場合にはその経費を政府が負担することになっているが、これを賃上げに関する投票にまで拡大するもの。

◇オランダ、1983年度予算案を発表

1. オランダ政府は9月21日、1983年度(1983年1月～12月)予算案を議会に提出した。本予算案は、公務員給与の凍結など合計94億ギルダーの歳出削減を盛込んでいるが、景気後退による税収伸び悩み、失業の増加による失業保険支払いの増加等が見込まれるため、財政赤字は前年度に比べ増加を余儀なくされている。なお、本予算案は暫定内閣(首相:ファン・アフト前キリスト教民主同盟党首、9月号「要録」参照)が作成したものであるが、その後のキリスト教民主同盟(CDA)を中心とする中道右派政権の発足(「要録」別項参照)によっても、大枠の変化はないものとみられている。

予算案の概要は次のとおり。

(1) 歳出については、①公務員給与の凍結(30億ギルダー)、②社会保障手当の凍結(24億ギルダー)、③行政府の一般経費削減(21億ギルダー)、④特定の社会保障手当、健康保険手当の削減(15億ギルダー)等により総額94億ギルダーの歳出削減を計画している。もっとも、失業の増加による失業手当の増加、投資促進を目的とする企業部門への援助上乗せが嵩み、歳出全体としては、前年度当初予算比+5.0%の伸びを見込んでいる。

(2) 歳入については、需要減少や価格低迷による天然ガス収入の大減(△85億ギルダー)、景気後退による所得税、間接税の伸び悩みが見込まれることから、社会保険料の引上げ(35億ギルダー)や新規課税(9億ギルダー、ただし課税対象は未定)にもかかわらず、歳入全体としては前年度当初予算比△5.9%とかなりの減少となる見通しである。

(3) この結果、財政赤字は82年度(実績見込み、△281億ギルダー)をさらに30億ギルダー上回る△311億ギルダーに達するものと見込まれている。この間、地方公共団体も含めた公共部門全体の財政赤字額の対国民所得比率は10.8%と、82年度(実績見込み、同10.2%)に統一し、2年連続して10%を上回る見通しである。

オランダの1983年度予算案

(単位・百万ギルダー、△印は赤字)

	1982年度		1983年度当初予算案	前年度当初予算比増加率(%)
	当初予算	実績見込み		
歳入	132,900	124,081	125,081	△ 5.9
歳出	148,744	152,148	156,223	5.0
収支じり	△ 15,844	△ 28,067	△ 31,142	
公共部門(含む地公体)財政赤字の対国民所得比(%)	6.5	10.2	10.8	

オランダの1983年経済見通し

(前年比伸び率、単位・%、<失業者、経常収支を除く>)

	1982年実績見込み	1983年見通し
実質国民所得	0.5	0
実質個人消費	△ 2	△ 3
実質民間設備投資	△ 5	2
消費者物価上昇率	6	4.5
失業者数(千人)	540	690
経常収支(億ギルダー)	+ 140	+ 190

2. オランダ政府は、予算案と同時に予算案策定の基礎となつた83年経済見通しを発表した。それによると、経常収支がさらに改善し、物価上昇率が低下する一方、景気が停滞し、失業者が大幅に増加するものと見込まれている。

◇オランダ銀行、3回にわたり公定歩合等を引下げ

1. オランダ銀行は10月14日、10月21日、11月8日の3回にわたり公定歩合等の各0.5%、合計1.5%の引下げを実施した(基準割引歩合7.0%→5.5%、債券担保貸付金利7.5%→6.0%、約束手形割引歩合8.0%→6.5%)。公定歩合等の引下げは本年8月27日(9月号「要録」参照)に続くもので、5.5%の基準割引歩合の水準は、1978年9月以来4年振りの低水準である。

2. オランダ銀行では、引下げにあたり、①国際収支の改善等を反映したギルダー相場の堅調(ギルダーは10月央以降、EMS内での最強通貨)、②国内物価の騰勢鈍化(消費者物価の前年比上昇率:82年8月5.9%→10月4.9%)、③欧州諸国の利下げ推進や国内市場金利の低下等を理由としてあげている。

◇オランダ、中道右派連立内閣が発足

オランダでは本年9月初に行われた総選挙(9月号「要録」参照)の結果を受け、労働党、キリスト教民主同盟(CDA)、自由民主党(VVD)の間で2か月にわたって連立政権樹立のための交渉が続いていたが、11月4日、CDAとVVDによる中道右派連立内閣が発足し、新首相には、ルバースCDA党主が就任した。新内閣の構成はCDA 8名、VVD 6名となっている。

新内閣の主要閣僚は次のとおり。

首 相	Ruud Lubbers(CDA)
副首相兼経済相	Gijs M. van Aardenne(VVD)
外 相	Hans van den Broek(CDA)
蔵 相	Herman O.C.R. Ruding(CDA)
國 防 相	Jacob de Ruiter(CDA)
法 相	Frederik K. Altes(VVD)
農 相	Gerrit J.M. Braks(CDA)

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は10月20日、同行の公定歩合ならびに債券担保貸付金利を0.5%引下げ、それぞれ12.0%、13.0%とし、翌21日以降実施する旨発表した。同行の公定歩合等の変更は、9月9日の0.5%引下げ(9月号「要録」参照)に続く措置である。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

(1) 再割引歩合(公定歩合).....12.0(12.5)

(2) 債券担保貸付金利

貸付限度枠内の貸付適用金利.....13.0(13.5)

貸付限度枠外の高率適用金利.....中央銀行が裁量により決定(従来どおり)

2. 今次公定歩合等の引下げにつき、ベルギー中央銀行では、「マルテンス内閣の緊縮的経済政策運営に対する国民の理解が深まりつつある現在、一刻も早くベルギー経済を回復軌道に乗せることが肝要であると考え、国際金融市場における短期金利の低下を眺めて決定したものである」と説明している。

◇スウェーデン、スウェーデン・クローナを切下げ

1. スウェーデン中央銀行は10月8日、スウェーデン・クローナを主要15か国通貨バスケット(注)に対して16%切下げ、即日実施する旨発表した。スウェーデン・クローナの切下げは、EC共同フロートからの離脱(1977年8月29日)後昨年9月14日(10%切下げ、56年10月号「要録」参照)に次ぎ2度目である。

(注) スウェーデンでは、自国との貿易ウエイトを勘案した主要15か国通貨バスケットを基準(81年9月14日=111)として、為替相場がこの基準から極力乖離しないよう為替操作を実施しており、今次切下げは当該基準を111から132に変更するものである。なお、通貨バスケットを構成している15か国通貨は、西ドイツ・マルク、オランダ・ギルダー、ベルギー・フラン、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ、フランス・フラン、フィンランド・マルカ、オーストリア・シリング、スペイン・ペスタ、英・ポンド、スイス・フラン、イタリア・リラ、日本・円、米・ドル、カナダ・ドルとなっている。

2. 本措置につき、スウェーデン中央銀行は、「先般の罰則金利引上げ(10月号「要録」参照)が資本流出に対し持続的な効果を挙げないでいるなかで、フィンランド・マルカの切下げ(10月号「要録」参照)が行われたため、資本流出が再び増大したことに対処したもの」と説明している。

◇スウェーデン中央銀行、罰則金利を引下げ

1. スウェーデン中央銀行は10月14日、同行の市中銀行貸出に適用する罰則金利(注)を2%引下げ15%とし、10月15日から実施する旨発表した。

(注) 市中銀行が自己資本の75%を超える借入を行う場合適用される。

2. 本措置につき、スウェーデン中央銀行は、「罰則金利については10月1日に2%引上げを実施したところであるが、その後10月8日のスウェーデン・クローナ切下げ(「要録」別項参照)以降、大量に流出していた資本が流入に転じていることや海外金利も低下を示していることに対処したもの」と説明している。

◇フィンランド、フィンランド・マルカを切下げ

1. フィンランド中央銀行は10月10日、フィンランド・マルカを10月6日(10月号「要録」参照)に引き続き、主要貿易相手国通貨バスケット(13通貨)に対して6%切下げ、10月11日より実施する旨発表した(注)。

(注) なお政府では同時に、①2ヶ月間(12月15日まで)の価格凍結、②取引高税(Turnover Tax)の引上げ(14→16%)、③新規設備投資に対する減税措置(Turnover Tax relief on new machinery and equipment の引上げ<33.3→80%>)等からなる緊縮および産業投資助成策を発表した。

2. 本措置につき、フィンランド中央銀行では、「木材等の輸出で競合関係にあるスウェーデンが大幅な通貨切下げ(別項「要録」参照)に踏み切ったことに対処したもの」と説明している。

アジア諸国

◇タイ、GATTに加盟

タイ政府は、10月21日、ジュネーブで「関税および貿

易に関する一般協定(GATT)」加盟議定書に署名した(発効は11月20日)。同国ではかねてGATT加盟を検討してきたが、本年11月に9年ぶりにGATT閣僚会議が開催されるのを機会に正式加盟に踏み切ったもの。なお、同国の加盟によりASEAN 5か国はすべてGATT加盟国となった(全加盟国数88か国)。

◇タイ、公定歩合を引下げ

タイ中央銀行は、10月27日、公定歩合の1%引下げを発表、28日から実施した。これは8月中の2回にわたる引下げに続く本年3回目の措置でスローダウン傾向にある国内景気浮揚のため、海外金利低下の機をとらえて採られたものである。なお、最近の公定歩合の推移は次のとおり。

	基準貸付金利	高率適用貸付金利
81年7月8日	14.5%	18.5%
11月12日		↓ 17.0
12月3日		↓ 16.0
82年4月20日		↓ 17.0
8月10日	14.0	16.0
25日	13.5	↓ 15.0
10月28日	12.5	↓ 14.0

◇マレーシア、1983年度予算案を発表

1. マレーシア政府は、10月22日、83年度(83/1~12月)予算案を国会に提出した。これによると歳出規模は開発支出の削減を中心に前年当初予算比△10.0%と史上初めて前年を下回る緊縮予算となっている。同国は近年経済開発促進のために積極予算を編成してきたが本年に入ってからは景気のスローダウンに伴う歳入不足が深刻化しており、6月には年度途中で1割強の歳出削減措置を打出していた。83年度予算について産業界からは景気刺激をねらった拡大予算が要望されたが、政府は「先進工業国との景気回復の確証を得られない下では過度の借入依存を避け慎重かつ現実的な政策運営に依らざるを得なかった」(ラザレー財相)と説明している。同予算案の概要は次のとおり。

(1) 歳入……間接税を中心に増収措置(販売税引上げ5→10%、サービス税適用範囲拡大等)が打出されたものの、景気停滞に伴う直接税の減少(前年比△11.8%)から税収が前年比△5.3%の落込みと見込まれているため、歳入全体では同+4.6%と前年(同+18.1%)に比べて伸び率が大幅に低下している。

(2) 歳出……経常支出(同△1.4%)、開発支出(同△20.2%)とも前年比マイナスとなっているが、とくに開発支出は各費目とも軒並み大幅に削減されている。

(3) 財政収支じり……赤字幅は102億リンギと前年に比

マレーシア83年度予算案

(単位・百万リンギ)

		1982年度 (当初予算)	1983年度	前年比
歳 入	税 収	16,433	15,570	△ 5.3
	直 接 税	8,210	7,242	△ 11.8
	間 接 税	8,223	8,328	1.3
	そ の 他	1,250	2,933	2.3倍
	計	17,683	18,503	4.6
歳 出	経 常 支 出	17,319	17,079	△ 1.4
	治安・国防	3,815	2,994	△ 9.7
	福祉・教育	4,950	4,472	△ 9.7
	経済開発	1,768	1,819	2.9
	そ の 他	7,286	7,794	7.0
	開 発 支 出	14,632	11,670	△ 20.2
	治安・国防	3,564	2,483	△ 30.3
	福祉・教育	3,332	2,522	△ 24.3
	経済開発	6,640	6,086	△ 8.3
	そ の 他	296	179	△ 39.5
	予 備 費	800	400	△ 50.0
計		31,951	28,749	△ 10.0
財 政 赤 字		14,268	10,246	△ 28.2

べると若干縮小しているものの、依然歳出の36%と相当の規模に達している。不足資金は引き続き内外借入によって賄われる予定。

2. 予算案と同時に82/83年経済報告が発表されたが、これによると、実質GDP成長率は82年には農業の伸び悩みや製造業の増勢鈍化から +3.9%と75年以来の低い伸びにとどまるが、83年は先進国経済の回復を見込んで+4.9%の成長を予想している。また、国際収支についても82年には輸出の不振(前年比△1.7%)を主因に貿易収支、経常収支とも赤字幅の大幅拡大を予想。もっとも83年は輸出の持直しから貿易収支が若干の黒字を回復するほか経常収支も改善の方向へ向かうものとみている。

82/83年の主要経済見通し

	1981年	1982年 (実績) (見込み)	1983年 (見通し)
実質GDP成長率(%)	6.9	3.9	4.9
農 業	5.3	1.9	3.4
製 造 業	4.0	3.5	5.3
建 設	9.0	7.0	10.0
輸 出 (前 年 比・%)	26,910 (△ 4.1)	26,440 (△ 1.7)	29,006 (9.7)
輸 入 (前 年 比・%)	27,020 (15.3)	28,893 (6.9)	28,907 (0)
貿易収支(百万リンギ)	△ 110	△ 2,453	99
経常収支(〃)	△ 5,286	△ 8,649	△ 6,670
総合収支(〃)	△ 1,093	△ 752	925
消費者物価上昇率(%)	9.6	6.5	5~6